

参考資料1 高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例

高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例

(平成19年3月23日条例第9号)

改正 平成19年10月16日条例第78号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 県民等による自主的な活動の促進等（第13条—第15条）

第3章 安全の確保等（第16条—第20条）

第4章 道路等、住宅及び店舗等における防犯への配慮（第21条—第23条）

附則

犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らせる社会は、私たちすべての県民の願いであるとともに、生活の基盤となるものである。

私たちは、これまで高知の豊かな自然の中で育(はぐく)まれた温かい心と、日ごろの近所づき合いを大切にしながら、助け合う地域社会を築いてきた。

しかし、近年の急激な社会情勢の変化によって、人々の価値観や生活様式が多様化し、地域社会の連帯感や社会の規範意識が希薄化したことなどが背景となって、日常生活が営まれる身近な場所での犯罪が増加している。

犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすためには、私たち一人ひとりが自らの防犯意識を高めるとともに、個人の自主性や基本的な人権が尊重される中で人と人との絆(きずな)を大切にして互いに支え合い、守り合うことのできる地域社会を築くことが大切である。

ここに、私たちは、住む人にとっても訪れる人にとっても安全で安心して暮らすことのできる、このような地域社会を築くために、ともに力を合わせて犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全安心まちづくりについて、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務並びに自治会その他の地域的な共同活動を行う団体（以下「地域活動団体」という。）の役割を明らかにするとともに、県が実施する取組の基本となる事項を定めることにより、犯罪のない安全安心まちづくりを推進し、もって県民及び本県を訪れる人すべてが安全に安心して暮らし、滞在することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「犯罪のない安全安心まちづくり」とは、地域社会における県民、事業者及び地域活動団体（以下「県民等」と総称する。）による犯罪の防止のための自主的な活動並びに県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備（啓発、情報の提供等を含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪のない安全安心まちづくりは、自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域が守るという意識の下に、県民等による自主的な活動により行われなければならない。

2 犯罪のない安全安心まちづくりは、県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に、相互に連携を図りながら協力することにより行われなければならない。

3 犯罪のない安全安心まちづくりは、高齢者、障害者、女性、子ども等の安全の確保特に配慮して行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりを推進するための取組を総合的に実施するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりについて理解を深め、日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、県、市町村、事業者及び地域活動団体と協力して犯罪のない安全安心まちづくりを推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりについて理解を深め、その所有し、又は管理する施設及び事業活動に関し安全の確保に努めるとともに、県、市町村、県民、他の事業者及び地域活動団体と協力して犯罪のない安全安心まちづくりを推進するよう努めなければならない。

(地域活動団体の役割)

第7条 地域活動団体は、基本理念に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりについて理解を深め、自らの活動を通じて犯罪のない安全安心まちづくりを推進するよう努めるとともに、県、市町村、県民、事業者及び他の地域活動団体が行う犯罪のない安全安心まちづくりに協力するよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第8条 県は、第4条の犯罪のない安全安心まちづくりを推進するための取組の実施に当たっては、市町村が果たす役割の重要性を考慮し、市町村と密接に連携を図るものとする。

2 県は、市町村に対し、当該市町村が行う犯罪のない安全安心まちづくりについて、情報の提供、助言等を行うものとする。

(啓発活動)

第9条 県は、犯罪のない安全安心まちづくりについて県民等の理解を深め、防犯意識を高めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(情報の提供等)

第10条 県は、県民が自らの安全を確保し、又は事業者がその所有し、若しくは管理する施設及び事業活動に関し安全を確保することができるとともに、県民等が行う犯罪のない安全安心まちづくりを促進することができるよう、防犯対策に関する情報その他の必要な情報の提供等を行うものとする。

2 高知県公安委員会は、前項に定めるところにより適切かつ効果的に県民及び事業者が安全を確保することができるとともに、県民等が犯罪のない安全安心まちづくりを行うことができるよう、地域における犯罪の発生状況その他の必要な情報の提供を行うものとする。

(推進体制の整備)

第11条 県は、犯罪のない安全安心まちづくりを推進するため、県、市町村及び県民等が相互に連携し、協力することができる体制を整備するものとする。

(推進計画の策定等)

第12条 県は、犯罪のない安全安心まちづくりを総合的に推進するための計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する基本的事項
- (2) 犯罪のない安全安心まちづくりを推進するための方策に関する事項
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、犯罪のない安全安心まちづくりを推進することに関する必要な事項

3 県は、推進計画の策定に当たっては、県民等の意見を反映させるものとする。

4 県は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

6 県は、推進計画の進ちょく状況等を検証し、必要な措置を講ずるものとする。

第2章 県民等による自主的な活動の促進等

(防犯活動団体の活動内容等の公表)

第13条 県は、地域活動団体のうち犯罪のない安全安心まちづくりを行う団体（以下「防犯活動団体」という。）の活動内容等の情報を県民等が共有することができるよう、防犯活動団体から情報の提供を受けて、その公表を行うものとする。

(防犯活動団体と自主防災組織との連携に対する支援)

第14条 県は、防犯活動団体が犯罪のない安全安心まちづくりに当たって、自らの力で地域を守るという共通の理念を有する自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。以下この条において同じ。）と連携することができるよう、防犯活動団体及び自主防災組織に対し、市町村と連携して、必要な情報の提供等を行うものとする。

(高齢者の参加に対する支援)

第15条 県は、地域活動の重要な担い手である高齢者が県民等が行う犯罪のない安全安心まちづくりに積極的に参加することができるよう、高齢者及びその関係団体に対し、必要な支援を行うものとする。

第3章 安全の確保等

(学校等における児童等の安全の確保)

第16条 県は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校の高等課程をいう。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設等（以下「学校等」という。）における児童、生徒、乳幼児等（以下「児童等」という。）の安全の確保に関する指針を定めるものとする。

- 2 学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校等の設置者等」という。）は、前項の指針に基づき、当該学校等の施設内において、児童等の安全を確保するよう努めるものとする。
- 3 県は、学校等の設置者等に対し、当該学校等の施設内における児童等の安全を確保するための対策の実施について、情報の提供、助言等を行うものとする。
- 4 県及び学校等の設置者等は、連携して、児童等に対し、犯罪による被害を受けないようにするための教育を充実するよう努めるものとする。
- 5 第12条第3項から第5項までの規定は、第1項の指針について準用する。

(通学路等における児童等の安全の確保)

第17条 県は、児童等の通学、通園等の用に供されている道路又は児童等が日常的に利用している公園等（次項において「通学路等」と総称する。）における児童等の安全の確保に関する指針を定めるものとする。

- 2 通学路等を管理する者、児童等の保護者、地域住民、学校等の設置者等及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して、前項の指針に基づき、当該通学路等における児童等の安全を確保するよう努めるものとする。
- 3 第12条第3項から第5項までの規定は、第1項の指針について準用する。

(子どもの安全の確保のための取組)

第18条 県、学校等の設置者等及び県民等は、連携して、子どもが正しい規範意識を持つことによって犯罪に巻き込まれることなく健全な生活を営むことができるよう、その育成に努めるものとする。

(高齢者等の安全の確保)

第19条 県は、市町村及び県民等と連携して、高齢者、障害者、女性、子ども等の防犯上の配慮をする者の安全を確保するために必要な情報の提供等を行うものとする。

(観光旅行者等の安全の確保)

第20条 県は、観光に関する事業を営む者と連携して、観光旅行者その他の本県を訪れる人の安全を確保するために必要な情報の提供等を行うものとする。

第4章 道路等、住宅及び店舗等における防犯への配慮

(犯罪の防止に配慮した道路等の普及等)

第21条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、駐車場及び駐輪場（以下この条において「道路等」という。）の普及に努めるとともに、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

- 2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めるものとする。
- 3 第12条第3項から第5項までの規定は、第1項の指針について準用する。

(犯罪の防止に配慮した住宅の普及等)

第22条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるとともに、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

- 2 住宅を建築しようとする者又は住宅を所有し、若しくは管理する者は、前項の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めるものとする。

- 3 第12条第3項から第5項までの規定は、第1項の指針について準用する。

(犯罪の防止に配慮した店舗等の整備)

第23条 銀行その他の金融機関及び深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に営業する小売店舗において事業を営む者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗等の整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月16日条例第78号）

この条例は、規則で定める日（平成19年規則第137号で、平成19年12月26日とする。）から施行する。

参考資料2 高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例 に基づく防犯指針

学校等における児童等の安全の確保のための指針

第1 通則

1 目的

この指針は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例（平成19年高知県条例第9号）第16条第1項の規定に基づき、学校等（注1）における児童、生徒、乳幼児等（以下「児童等」という。）の安全を確保するために行う方策を示すことにより、学校等における児童等の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者に対して、学校等における児童等の安全を確保するための具体的な方策を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、学校等の種別、管理体制の整備状況、学校等の施設の様様、学校等及び地域の実情に応じて適用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的な方策

1 不審者の侵入防止等

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防止するため、以下のような取組に努めるものとする。

(1) 出入口の限定

学校等の施設から見通しが確保された門等、出入口を限定する。

(2) 門扉等の施錠等の措置

普段使用しない門扉等は、確実に施錠する。

(3) 出入者の把握

ア 関係者以外の立入を禁止する旨の立札、看板等の門等への設置

イ 来訪者用の入口及び受付（事務室等）の明示並びに経路の表示

ウ 来訪者に対して受付における氏名等の記載（受付票等）及び来訪者証の着用の要請

エ 来訪者への積極的な声かけの励行

(4) 防犯設備等の設置と活用

警報装置（注2）、通報装置（注3）、通報システム（注4）、防犯カメラ等の防犯設備やさすまた、防犯スプレー等の防犯器具を設置し、効果的に活用する。

防犯カメラを設置する場合は、以下の項目に配慮する。

ア 見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等の検討による適切な配置と管理体制の整備

- イ 設置区域内の見やすい場所への防犯カメラ作動中の明示をはじめとする個人のプライバシーに配慮した適切な運用
- (5) 教室、職員室等の配置等
- ア 来訪者への対応や見通しの確保に配慮した教室、職員室、事務室等の配置の検討
 - イ 職員室、事務室等が2階など接地階以外に配置されている場合は、玄関と職員室等と連動したインターфонの設置
- (6) 学校等の教職員(以下「教職員等」という。)による学校等の内外の巡視

2 施設・設備の点検整備

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、以下のような施設・設備の点検整備に努めるものとする。

- (1) 門、囲障、窓、出入口、外灯、附属建物、施錠設備等
- (2) 死角の原因となる障害物
- (3) 警報装置、通報装置、通報システム、防犯カメラ等の防犯設備
- (4) さすまた、防犯スプレー等の防犯器具

3 安全教育の充実

児童等が犯罪の被害に遭わないための知識の習得や危険を予測し回避できる能力の育成のため、以下のような安全教育の充実に努めるものとする。

- (1) 不審者侵入時の対処方法を習熟させる避難訓練、防犯訓練の実施
- (2) 地域における危険箇所及び「こども110番のいえ(注5)」等の緊急避難場所の周知
- (3) 「安全マップの作成」等地域社会の安全について、児童等が主体的に学ぶ教育の実施
- (4) 児童等の防犯グッズ等の携帯と使用方法の周知

4 保護者、地域住民及び関係団体（PTA、自治会等）との連携

保護者、地域住民及び関係団体と連携し、児童等の安全につながるよう以下の取組に努めるものとする。

- (1) 保護者、地域住民及び関係団体への協力依頼
 - ア 学校等の内外における巡回協力
 - イ 学校等の活動における地域活動団体の協力
 - ウ 不審者発見時の警察及び学校等への通報
 - エ 児童等へのあいさつ運動や声かけ運動
- (2) 注意喚起文書等の配布等、速やかな周知体制の整備
- (3) 「こども110番のいえ」等の緊急避難場所との連携の強化及び整備の拡大
- (4) 学校等の内外における巡視及び安全確保活動
- (5) 警察、保護者、地域住民及び関係団体との情報の共有化

5 緊急時に備えた体制の整備

学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとして、又は侵入した場合に備えて、警察、消防等の関係機関等と連携し、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 不審者侵入時の危機管理マニュアルの策定、点検、評価
- (2) 教職員等の危機対応能力の向上を図るための指導、研修、訓練の実施
- (3) 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれのある事案が発生した場合の保護者への連絡、登下校等の方法の決定
- (4) 不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合の緊急時における教職員等の連携に基づく緊急体制（監視・侵入阻止・排除体制及び警察への通報、児童等の避難誘導方法）の確立
- (5) 学校行事等の開放時における安全確保に必要な人員の配置
- (6) 遠足等、施設外での活動における緊急時の連絡通報体制の整備
- (7) 学校等の内外における巡視
- (8) 安全教室、護身術等の防犯訓練、緊急救命訓練等の実施
- (9) 近隣の学校等、警察、県、市町村その他関係機関との情報連絡網の整備
- (10) 臨床心理士、スクールカウンセラー等の専門家や専門機関との連携による心のケアの支援体制の確立

(注1)：「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校(高等課程に係るものに限る。)、児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター)、放課後子どもプラン推進事業の用に供される施設、学習塾等をいう。

(注2)：「警報装置」とは、警報ベル、ブザー等をいう。

(注3)：「通報装置」とは、赤外線センサー、モニター付きインターфон等をいう。

(注4)：「通報システム」とは、校内緊急通話システム、警備会社との連絡システム等をいう。

(注5)：「こども110番のいえ」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、民家・事業者が子ども緊急避難先として、避難してきた子どもの保護と警察等への連絡を行うものとして、特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるもので、警察署長が指定したものをいう。

通学路等における児童等の安全の確保のための指針

第1 通則

1 目的

この指針は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例（平成19年高知県条例第9号）第17条第1項の規定に基づき、児童、生徒、乳幼児等（以下「児童等」という。）の通学又は通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園等（以下「通学路等」という。）における児童等の安全を確保するために行う方策を示すことにより、通学路等における児童等の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等（注1）を設置し、又は管理する者（以下「学校等の設置者等」という。）、児童等の保護者、地域住民、通学路等の管理者及び当該通学路等の所在する区域を管轄する警察署長に対して、通学路等における児童等の安全を確保するための具体的な方策を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令等、通学路等の整備状況、地域住民等の意見等を踏まえ、学校等及び地域の実情に応じて適用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的な方策

1 安全教育の充実

学校等の設置者等、児童等の保護者、地域住民及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、相互に連携し、児童等が通学路等において犯罪の被害に遭わないための知識の習得や危険予測能力の育成のため、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 「安全マップ」等の作成を通じた児童等の危険予測能力の向上
 - ア 誰もが入りやすく、犯罪が起きても気付きにくい駐車場等の危険箇所
 - イ 暗く人目に付きにくい地下道や廃屋・空き家等特に安全上注意を払うべき場所
 - ウ 落書きやゴミ等が散乱している場所
 - エ 交番、駐在所等の警察施設等いざという時に逃げ込める場所
 - オ 「こども110番のいえ（注2）」等の緊急避難場所
- (2) 「こども110番のいえ」等の緊急避難場所への駆け込み訓練の実施
- (3) 通学路等において誘拐、連れ去り等に遭わないための対応訓練の実施
- (4) 防犯ブザー等の使用方法の周知

2 学校等の設置者等による取組

学校等の設置者等は、児童等が通学路等で犯罪の被害に遭わないよう、以下のよう取組に努めるものとする。

- (1) 学校等の教職員(以下「教職員等」という。)による登下校時等における通学路等の巡回
- (2) 危険な状況の発生に関する情報がある場合のマニュアル等の策定
 - ア 緊急時の警察等への通報及びパトロールの強化要請の方法
 - イ 情報内容に応じた集団登下校の実施等、登下校方法
 - ウ 保護者に対する連絡体制
 - エ 注意喚起文書等の配布等、速やかな周知体制
 - オ 近隣の学校等との情報提供体制
 - カ 教職員等の役割分担
- (3) 児童等の防犯ブザー等の携帯
- (4) 登下校時等における門等での指導
- (5) 学習塾における児童等の通塾方法・経路の把握
- (6) 保護者との緊密な連絡体制の確立

3 児童等の保護者による取組

児童等の保護者は、児童等が犯罪の被害者にならないよう成長段階に応じて、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 「遊びに行く際の帰宅時間の設定」や「外出時の行き先等の連絡」等防犯に関する各家庭でのルールづくりの促進
- (2) 買物等外出時を利用した児童等への自宅付近の危険箇所及び「こども110番のいえ」等の緊急避難場所、避難方法の教示
- (3) 入学時、新学期等に、児童等の通学路の確認、危険箇所の把握と不審者への対処要領などの教示
- (4) 近所に対しての児童等の安全確保に関する依頼
- (5) 通塾・退塾時の可能な限りの保護者の付き添い。また、付き添うことが困難な場合の複数の児童等による集団通塾・退塾の指導

4 関係団体（PTA、自治会等）との連携

関係団体と連携し、児童等の安全につながるよう、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 登下校時等の巡回及び安全確保活動
- (2) 「こども110番のいえ」等の緊急避難場所との連携の強化及び整備の拡大
- (3) 通学路等及び周辺の廃屋・空き家等の安全点検の実施
- (4) 地域住民が不審者を発見した場合の警察、学校等への通報依頼
- (5) 警備業者や関係団体相互の連携強化
- (6) 児童等へのあいさつや声かけ運動、通学路等での見守り活動等の推進
- (7) 児童等との合同清掃活動等を利用した危険箇所の改善に向けた取組の実施

5 防犯活動団体との連携

特に地域で児童等の登下校時の見守り活動を行っている団体やタウンポリス（注3）、地域安全推進協議会（注4）等の防犯活動団体と連携し、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 通学路等及び周辺の廃屋・空き家等の安全点検の実施
- (2) 通学路等での見守り活動等の推進
- (3) 情報の共有化

(注1)：「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校(高等課程に係るものに限る。)、児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター)、新・放課後子どもプラン推進事業の用に供される施設、学習塾等をいう。

(注2)：「こども110番のいえ」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、民家・事業者が子ども緊急避難先として、避難してきた子どもの保護と警察等への連絡を行うものとして、特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるもので、警察署長が指定したものをいう。

(注3)：「タウンポリス」とは、地域住民による自主防犯組織で、犯罪の予防などのために防犯パトロール、道路、公園等の安全点検等の環境点検活動等を重点的に行う団体として、警察署が支援・援助を行っている団体をいう。

(注4)：「地域安全推進協議会」とは、地区地域安全協(議)会長と警察署長から委嘱された地域安全推進員により組織された団体をいい、構成員である地域安全推進員は、地域安全に関する情報の地域住民への伝達、地域住民の意見及び要望の取りまとめ等を行う地域住民との連絡拠点としての活動を行っている。

犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例(平成19年高知県条例第9号)第21条第1項の規定に基づき、道路、公園、駐車場及び駐輪場(以下「道路等」という。)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項を示すことにより、防犯性の高い道路等の普及を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者等に対し、道路等の防犯性の向上に係る企画・設計及び施設整備上配慮すべき事項を示し、その自発的な対策を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針は、道路等の関係法令等との関係、計画上及び設計上の制約、管理体制の整備状況、地域の実情等に配慮し、対応が可能と判断される項目について適用するものとする。
- (4) この指針に基づく取組の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望、その他防犯対策を講ずる必要性を検討して、推進するものとする。
- (5) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する事項

1 道路

道路において発生する強盗やひったくり等の犯罪を防止するため、犯罪企図者(注1)が対象者又は対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど、可能な限り以下の項目に配慮する。

(1) 歩道と車道の分離

道路の構造、幅員、周辺の状況等を勘案し、縁石や防護柵、植栽等により歩道と車道を分離すること。

(2) 見通しの確保

ア 道路上の柵、標識等の工作物は、道路の見通しを妨げないよう設置すること。
イ 道路の植栽等は、下枝等が道路の見通しを妨げないよう地域住民やロードボランティア(注2)と協力して剪定作業等を行うこと。

(3) 照度の確保

道路照明(注3)や防犯灯等の照明設備は、夜間又は地下道等(注4)において、人の行動を視認できる程度以上の照度(注5)を確保すること。

(4) 防犯設備の設置

地下道等、周囲からの見通しが悪く、出入口が限られている場所にあっては、必要に応じ防犯ベル等の防犯設備を設置すること。

2 公園

公園において発生するちかん行為や不審者による子どもへの声かけ事案等を防止するため、犯罪企図者が対象者又は対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しや照度を確保するなど、可能な限り以下の項目に配慮する。

(1) 見通しの確保

ア 植栽

植栽については、周囲の道路、住居、園路等からの死角を作らないこと。

イ 囲障

围障を設ける場合は、見通しのよいフェンス、柵等を設置すること。

ウ 遊具

遊具等の選定、配置については、周囲から見通すことができない空間を作らないこと。

(2) 照度の確保

夜間、通路として日常的に利用されている園路は、公園灯等により、人の行動を視認できる程度以上の照度（注5）を確保すること。

(3) 便所を設置する場合の配慮事項

ア 配置

園路及び道路から近い場所等、周囲からの見通しがよい場所に設置すること。

イ 照明設備

建物の出入口付近及び内部は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度（注6）を確保すること。

(4) 防犯設備

見通しの確保ができない場所や便所等では、必要に応じて防犯ベル等を設置すること。

3 駐車場及び駐輪場

駐車場及び駐輪場（住宅の設備等として設けるものを除く。以下「駐車場等」という。）において発生する乗り物盗、車上ねらい等を防止するため、犯罪企図者が対象者又は対象物に近づきにくいように、フェンス、柵等による周囲との区分、見通しや照度の確保など、利用形態や規模に応じて可能な限り以下の項目に配慮する。

(1) フェンス、柵等による周囲との区分

駐車場等の外周をフェンス、柵等で囲み、周囲と区分すること。

(2) 見通しの確保

- ・ 駐車場等のフェンス、柵等の設置に当たっては、メッシュ又は格子様のものを取り付けるなど、周囲からの見通しを確保すること。

- ・ 見通しが悪く、死角になる箇所は、必要に応じてミラーを設置するなど、場内の見通しを確保すること。

(3) 照度の確保

地下又は屋内の駐車場については、駐車の用に供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面においては10ルクス以上の照度を確保し、また、屋外の駐車場についても必要に応じて防犯灯等により、地下又は屋内の駐車場の駐車の用に供する部分の床面と同等の照度を確保すること。

(4) 管理体制の充実

必要に応じて、出入口には自動ゲート管理システムの設置や管理人の配置を行い、防犯カメラ等の防犯設備を設置して場内の状況等を把握すること。

(5) 盗難防止措置

駐輪場においては、必要に応じてチェーン用バーラック（注7）、サイクルラック（注8）等を設置し、自転車又はオートバイとチェーン錠等で結束できるよう盗難防止に有効な措置を講ずること。

(6) 広報

犯罪の発生状況に応じて、利用者に対し、看板、貼り紙等により、「カギ掛け」の勧行など防犯のための広報（注9）を実施すること。

4 その他

(1) 地域住民との連携による整備・管理等

道路等の整備・管理等は、ワークショップによる計画づくり等を含めてできる限りの住民参加を促進するとともに、落書き消しやゴミの不法投棄への対応等も適切に行うこと。

(2) 防犯カメラ

防犯設備として防犯カメラを設置する場合は、その適正な運用を図るため、可能な限り以下の項目に配慮する。

ア 配置等

(ア) 見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置すること。

(イ) 防犯カメラの画像を録画する記録装置を設置することが望ましい。

(ウ) 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保したものとすること。

イ 個人のプライバシーの保護への配慮

(ア) 設置区域内の見やすい場所に防犯カメラが作動していることを明示すること。

(イ) 画像の保存期間は、目的達成のため必要最小限の期間とし、保存期間が終了したときは、確実に画像を消去すること。

(ウ) 適切な画像の取扱い、情報の漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮するため、管理責任者を指定すること。

(エ) 画像が記録された媒体は、管理責任者が指定した施錠された場所に保管し、また、記録された画像へのアクセスについても管理責任者が指定した場所で行うこと。

(オ) 画像が記録された媒体は、法令に基づく場合等を除き、利用目的以外の用途に供し、又は第三者に提供しないこと。

(カ) 道路等を設置し、又は管理する者は、適正な管理、運用に当たっての規程を作成し、防犯カメラの設置及び利用が適正なものとなるよう努めること。

- (注 1) : 「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。
- (注 2) : 「ロードボランティア」とは、道路での美化や清掃、緑化等のボランティア活動に取り組んでいる地域住民や老人会、婦人会、学校、企業等の団体や個人で、申請により、土木事務所長が認定しているものをいう。
- (注 3) : 「道路照明」とは、道路交通の安全、円滑な利用を図ることを目的に、交差点や横断歩道等に道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が設置する交通安全施設の一つである。
- (注 4) : 「地下道等」とは、地下道のほか、ガード下等の人車が通行する道路をいう。
- (注 5) : 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度)が概ね3ルクス以上のものをいう。
- (注 6) : 「人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動等が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。
- (注 7) : 「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒(バー)をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車・オートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。
- (注 8) : 「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、一台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。
- (注 9) : 「防犯のための広報」とは、自動車についてはカギ掛けや貴重品の車内の保管の禁止、オートバイについてはハンドルロック、自転車についてはツーロックなどのカギ掛けの呼びかけのほか、管轄警察署から入手した犯罪情報及び防犯グッズ等を紹介することをいう。

犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例（平成19年高知県条例第9号）第22条第1項の規定に基づき、住宅（共同住宅及び一戸建住宅をいう。以下同じ）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項等を示すことにより、防犯性の高い住宅の普及を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、新築される住宅及び改修される既存の住宅を対象とする。
- (2) この指針は、住宅の新築又は改修に際し、住宅を建築しようとする者又は住宅の所有者若しくは管理者に対し、住宅の防犯性の向上に係る企画・設計・施設整備及び管理上配慮すべき事項を示し、その自発的な対策を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針は、建築関係法令等との関係、建築計画上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が可能と判断される項目について適用するものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する事項

1 共同住宅

(1) 共用部分

ア 共用出入口

(ア) 共用玄関

- ・ 共用玄関は、道路等からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 道路等からの見通しが確保されない場合は、人の存在が確認できるように、防犯カメラ等により見通しを補完する対策を講ずる。

(イ) 共用玄関扉

- ・ 共用玄関には、扉を設置することが望ましく、扉は透明ガラス等を使用するなどし、扉の内外を相互に見通せる構造とすることが望ましい。
- ・ 居住者が来訪者を確認の上で解錠するオートロックシステム（注1）等を導入し、人の出入りが制限できる構造とし、共用玄関以外の共用出入口は自動施錠機能付き扉とすることが望ましい。

(ウ) 照明設備

- ・ 共用玄関の照明設備は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度（注2）を確保できるものとする。
- ・ 共用玄関以外の共用出入口の照明設備は、人の顔及び行動が識別できる程度以上の照度（注3）を確保できるものとする。

- ・ 夜間においては、不審者の立入を威嚇し、居住者が帰宅時に周囲の様子を観察できるように、常時点灯する照明又は人の動きを感じて点灯するセンサー付きライト（以下「センサーライト（注4）」という。）を設置することが望ましい。

イ 管理人室

- ・ 管理人室は、共用玄関、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見通せる構造又はこれらに近接した位置に配置する。
- ・ 管理人室の窓は、共用玄関からの人の出入りが確認できるような位置を考慮して設置する。

ウ 共用メールコーナー

(ア) 配置

- ・ 共用メールコーナーは、共用玄関、エレベーターホール又は管理人室等から見通せる位置に配置する。
- ・ 見通しが確保されない場合には、人の存在が確認できるように、防犯カメラ等により見通しを補完する対策を講ずることが望ましい。

(イ) 照明設備

共用メールコーナーの照明設備は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。

(ウ) 郵便受箱

- ・ 郵便受箱は、施錠可能なものとする。
- ・ 共用玄関にオートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型（注5）等とすることが望ましい。

エ エレベーターホール

(ア) 配置

- ・ 共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等から見通せる位置に配置する。
- ・ 見通しが確保されない場合には、人の存在が確認できるように、防犯カメラ等により見通しを補完する対策を講ずる。

(イ) 照明設備

- ・ 共用玄関の存する階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。
- ・ その他の階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動が識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。

オ エレベーター

(ア) 扉

かご及び昇降路の出入口の扉は、かご内の状況を外部から確認できる構造の窓を設置する。

(イ) 照明設備

かご内の照明設備は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。

- (ウ) 防犯カメラ
かご内には、防犯カメラを設置する。
- (エ) 非常の場合の外部通報・連絡方法
- ・ 非常に備えて、押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されたものとする。
 - ・ 押しボタン等は、誰もが利用しやすい位置を考慮して設置し、警報ブザーは、管理人室又は警備会社等、外部に通報できるものが望ましい。

カ 共用廊下、共用階段

- (ア) 配置・構造等
- ・ 共用廊下、共用階段は、それぞれの各部分、エレベーターホール等からの見通しが確保された配置又は構造とすることが望ましい。
- また、共用廊下又は共用階段が住戸のバルコニー等に近接する場合は、当該バルコニー等に侵入しにくい構造とすることが望ましい。
- ・ 共用階段のうち、屋外に設置されるものについては、住棟外部から見通しが確保され、また、屋内に設置されるものについては、各階において階段室が共用廊下等に常時開放されたものとすることが望ましい。

(イ) 照明設備

共用廊下、共用階段の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の顔及び行動が識別できる程度以上の明るさを確保できるものとする。

キ 駐車場、駐輪場

- (ア) 配置等
- ・ 屋外に設置する場合は、道路、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置し、屋根を設ける場合は、住戸のバルコニーや窓等上方への足場とならない構造、形態、位置とする。
 - ・ 屋内に設置する場合は、構造上支障のない範囲で外部から場内の内部を見通すことが可能となる開口部を確保する。
 - ・ 地下階等構造上周囲からの見通しが困難な場合には管理者等が場内の状況を把握できるように防犯カメラを設置し、さらに見通しが悪く死角となる箇所にはミラーを設置する。

(イ) 門扉・シャッター

駐車場は、居住者以外の車両の出入りを制限するため、オートバリカー(注6)等施錠可能な門扉・シャッターを設置することが望ましい。

(ウ) 盗難防止措置

駐輪場は、自転車又はオートバイとチェーン錠等で結束できるようにチェーン用バーラック(注7)又はサイクルラック(注8)等の盗難防止に有効な措置が講じられたものとする。

(エ) 照明設備

駐車場、駐輪場には、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度(注9)を確保することができる照明設備を設置する。

ク 児童遊園、広場、緑地、敷地内通路

(ア) 配置

児童遊園、広場、緑地、敷地内通路(以下「児童遊園等」という。)は、道路、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。

(イ) 照明設備

児童遊園等には、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保することができる照明設備を設置する。

ケ 塀、柵、生け垣

塀、柵、生け垣は、周囲からの見通しを妨げるものとならないよう設置するとともに、侵入の足場とならない配置・構造とする。

コ 屋上

- 屋上は、出入口等に扉を設置し、屋上を居住者等に常時開放する場合を除き、当該扉は施錠可能なものとする。
- 屋上がバルコニー等に近接する場所となる場合には、避難上支障のない範囲において、面格子又は柵の設置等バルコニー等への侵入防止に有効な措置を講じたものとする。

サ ゴミ置き場

- ゴミ置き場は、道路等から見通しが確保され、住棟等と近接する場合は、住棟等への延焼のおそれのない位置に配置する。
- ゴミ置き場は、他の部分と塀、施錠可能な扉等で区画するとともに、照明設備を設置したものとすることが望ましい。

シ 集会所等

集会所等の共同施設は、周囲からの見通しが確保された位置に配置する。

ス 防犯カメラ

(ア) 配置等

- 防犯カメラを設置する場合は、有効な監視体制のあり方を併せて検討する。
- 防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置する。
- 防犯カメラの映像を録画する記録装置を設置することが望ましい。
- 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保したものとする。

(イ) 個人のプライバシーの保護への配慮

- 設置区域内の見やすい場所に防犯カメラが作動していることを明示する。
- 画像の保存期間は、目的達成のため必要最小限の期間とし、保存期間が終了したときは、確実に画像を消去する。
- 適切な画像の取扱い、情報の漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮するため、管理責任者を指定する。
- 画像が記録された媒体は、管理責任者が指定した施錠された場所に保管し、また、記録された画像へのアクセスについても管理責任者が指定した場所で行う。
- 画像が記録された媒体は、法令に基づく場合等を除き、利用目的以外の用途に供し、又は第三者に提供してはならない。
- 適正な管理、運用に当たっての規程を作成し、居住者等に周知する。

(2) 専用（住戸）部分

ア 玄関

(ア) 配置・構造等

- 扉は、防犯建物部品等（注10）の扉（枠を含む。以下同じ。）とする。やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、サムターン回し（注11）等の侵入手口を防止するため、ガードプレート（注12）を設置するなど、扉と扉枠との隙間が見えない構造とする。
- 郵便受口を取り付けた扉は、サムターン回し等の侵入手口を防止するため、郵便受口から室内が見えないよう受け箱（内蓋）を取り付け、サムターン等の解錠装置まで手や針金が届かない構造又は取り付け位置とする。
- 扉に明かり取りガラスを設ける場合は、防犯建物部品等のガラスとする。やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、万一破壊されてもサムターン等の解錠装置まで手が届かない位置に設置する。

(イ) 錠等

- 錠は、防犯建物部品等の錠とする。やむを得ず防犯建物部品等とすることができない場合は、面付箱錠、彫込箱錠等の破壊が困難なもので、ピッキング（注13）が困難な構造のシリンダーを有したものや、カム送り（注14）等の侵入手口を防ぐため、扉等とシリンダーに隙間がない構造とする。
- 主錠のほかに、補助錠を設置することが望ましい。

(ウ) ドアスコープ・ドアガード

扉を開けずに外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ（注15）等を設置し、錠の機能を補完するドアガード（注16）等を設置する。

(エ) インターфон・ドアホン

住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターфон又はドアホンを設置することが望ましい。

(オ) 照明設備

玄関及び勝手口等出入口付近の照明設備は、人の顔や行動が明確に識別できる程度以上の照度を確保できるものとし、夜間において不審者への威嚇や帰宅時に周囲の様子を確認できるように、玄関付近には常時点灯するライト又はセンサーライトを設置することが望ましい。

イ 窓

(ア) 共用廊下に面する窓

共用廊下に面する窓や接地階の外部に面する窓は、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウインドフィルムを貼付したものを含む。以下同じ。）、面格子その他の建具を設置したものとする。やむを得ず防犯建物部品等とすることができない場合は、補助錠の設置等の侵入防止に有効な措置を講じる。

(イ) バルコニー等に面する窓

バルコニー等に面する窓は、防犯建物部品等のサッシ及びガラスその他の建具を設置したものとする。やむを得ず防犯建物部品等とすることができない場合は、錠付きクレセント、補助錠、シャッターサッシ等を設置することが望ましい。

ウ バルコニー

(ア) 配置等

バルコニーは、縦樋、階段の手すり、駐車場、駐輪場、物置、庭木等を足場として侵入が困難な位置に配置する。やむを得ず縦樋又は階段の手すり等がバルコニーに近接する場合には、面格子の設置等バルコニーへの侵入防止に有効な措置を講じたものとする。

(イ) 手すり等

手すり等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、道路、共用廊下及び居室の窓等から見通しが確保された構造のものとすることが望ましい。

2 一戸建住宅

(1) 玄関扉、玄関戸等

ア 扉・戸の材質、構造

- ・ 扉の場合は、防犯建物部品等の扉とする。やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、サムターン回し等の侵入手口を防止するため、ガードプレートを設置するなど、扉と扉枠との隙間が見えない構造とする。
- ・ 扉に明かり取りガラスを設ける場合は、防犯建物部品等のガラスとする。やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、万一破壊されてもサムターン等の解錠装置まで手が届かない位置に設置する。
- ・ 郵便受口を取り付けた扉又は戸は、サムターン回し等の侵入手口を防止するため、郵便受口から室内が見えないように受け箱（内蓋）を取り付け、サムターン等の解錠装置まで手や針金が届かない構造又は取り付け位置とする。
- ・ 引き戸の場合は、防犯建物部品等の引き戸とする。やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、万一破壊されても手を差し込められないように、格子の間隔を小さいものとする。

イ 錠

錠は、防犯建物部品等の錠とする。やむを得ず防犯建物部品等とすることができない場合は、主錠のほかに、補助錠を設置することが望ましい。

ウ ドアスコープ

扉を開けずに外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置する。

エ インターホン・ドアホン

住戸玄関と外側との間の通話機能等を有するインターほん又はドアホンを設置することが望ましい。

オ 照明設備

玄関及び勝手口付近の照明設備は、人の顔や行動が明確に識別できる程度以上の照度を確保するものとし、玄関付近には常時点灯するライト又はセンサーライトを設置する。

(2) 窓

ア 1階部分の窓

1階部分の窓（バルコニー等に面する窓を除く。）は、防犯建物部品等のサッシ及びガラス、面格子その他の建具を設置したものとする。やむを得ず防犯建物部品等とすることができない場合は、補助錠の設置等の侵入防止に有効な措置を講ずる。

イ バルコニー等に面する窓

バルコニー等に面する窓は、防犯建物部品等のサッシ及びガラスその他の建具を設置したものとする。やむを得ず防犯建物部品等とすることはできない場合は、錠付きクレセント、補助錠、シャッターサッシ等を設置することが望ましい。

(3) バルコニー

ア 配置等

バルコニーは、縦樋、車庫、物置、庭木等を足場として侵入が困難な位置に配置する。やむを得ず縦樋又は車庫等がバルコニーに近接する場合には、面格子の設置等バルコニーへの侵入防止に有効な措置を講じたものとする。

イ 手すり等

手すり等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、道路及び居室の窓等から見通しが確保された構造のものとすることが望ましい。

(4) 車庫、自転車・オートバイ置き場

- ・ 車庫、自転車・オートバイ置き場は、道路又は居室の窓等から見通しが確保された配置・構造とする。
- ・ 居住者以外の出入りを制限するための施錠可能な門扉・シャッター等を設置することが望ましい。
- ・ 屋根を設ける場合には、住宅への侵入の足場とならないような配置・構造とする。

(5) 塀、柵、生け垣

塀、柵、生け垣は、周囲からの見通しを妨げるものとならないよう配置するとともに、侵入の足場とならない配置・構造とする。

(6) 物置等

物置等は、道路等から見通しが確保され、住宅への侵入の足場とならないように配置する。

第3 犯罪の防止に配慮した共同住宅の管理に関する事項

1 設置物、設備等の整備及び維持管理

(1) 防犯設備の点検整備

オートロックシステム、インターホン、防犯カメラ等の防犯設備について、適正に作動しているかを定期的に点検整備する。

(2) 死角となる物の除去

共用廊下、共用玄関等の物置、ロッカー等が置かれていることにより、死角となる箇所が発生している場合には、これらを撤去し、見通しを確保する。

(3) 植栽の樹種の選定及び位置の配慮等

植栽については、周囲から見通しを確保し、又は侵入を企てる者がその身体を隠すおそれのない状態とするために、樹種の選定及び植栽の位置に配慮する。また、定期的な剪定又は伐採を行い、茂りすぎによる死角となる箇所の発生を防ぐ。

- (4) 屋外の設置物等の維持管理
屋外に設置された機器等は、侵入の足場とならないように適切な場所に配置する。
- (5) 照明設備の点検整備
照明設備について、適正な照度を確保しているかを定期的に点検・整備する。
- (6) 可燃物等の除去
段ボール紙等の燃えやすいものをゴミ置き場や敷地内に放置したままにしない。

2 居住者等による自主防犯体制の確立等

- (1) 管理組合等を中心とした自主防犯活動の推進
共同住宅の管理組合等を中心とした自主防犯活動を推進する。
- (2) 管轄警察署との連携
防犯及び犯罪発生状況等の情報を有効に活用するため、必要に応じて管轄警察署との連携に努める。

(注1)：「オートロックシステム」とは、共用玄関の外側と各住戸との間で通話可能なインターホンと連動し、共用玄関扉の「電気錠」を解錠することができるものをいう。「電気錠」とは、暗証番号、カードキーにより解錠される錠をいう。

(注2)：「人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度)が概ね50ルクス以上のものをいう。

(注3)：「人の顔及び行動が識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が識別でき、誰かわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね20ルクス以上のものをいう。

(注4)：「センサーライト」とは、夜間において人の動きを検知して点灯するライトをいう。

(注5)：「壁貫通型」とは、投入口を玄関扉の外側に設け、受取口を内側に設けた構造のものをいう。

(注6)：「オートバリカー」とは、リモコンにより駐車場出入口に設置したチェーンが上下に作動し、侵入防止を図る設備をいう。

(注7)：「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒(バー)をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車・オートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。

(注8)：「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、一台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。

(注9)：「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね3ルクス以上のものをいう。

(注10)：「防犯建物部品等」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品など、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、①騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、②騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回（総攻撃時間1分以内）を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。

- (注11) : 「サムターン回し」とは、カギを使用せず、扉に取り付けてある郵便受けを破壊して手に入るやり方、あるいはドアスコープやドアノブを取り外したり、扉と扉枠との隙間から針金や特殊な工具等を挿入するやり方等で、扉内側(室内側)の施解錠操作のつまり(サムターン)を回して解錠する住宅への侵入手口をいう。
- (注12) : 「ガードプレート」とは、錠のデッドボルト(かんぬき)が見えないよう、扉と扉枠の隙間を隠すためのカバー(板)をいう。
- (注13) : 「ピッキング」とは、錠前のシリンドラー(カギ穴周辺の円筒)部分に特殊な工具を差し込んで解錠する住宅への侵入手口をいう。
- (注14) : 「カム送り」とは、特殊な工具を用いて、錠シリンドラーを迂回し、直接錠ケース内部に働きかけてデッドボトル(かんぬき)を作動させて解錠する住宅への侵入手口をいう。
- (注15) : 「ドアスコープ」とは、扉を開けずに室内から訪問客を確認でき外部の様子を見通すことが可能な防犯用の広角レンズをいう。ただし、外から簡単に外されないものを取り付けることが必要である。
- (注16) : 「ドアガード」とは、室内から扉を僅かに開けて、来訪者を確認するときに使用する防犯金具をいう。

参考資料3 高知県安全安心まちづくり検討会等の開催状況

高知県安全安心まちづくり検討会 委員名簿

(五十音順)

氏 名	団 体 名	備 考
秋友 英稔	社会福祉法人 高知県知的障害者育成会	
池永 彰美	高知県民生委員児童委員協議会連合会	
伊藤 博昭	公益財団法人 高知県老人クラブ連合会	
浦川 美紀	高知県地域安全アドバイザー連絡会	
岡宗 裕美	高知市くらし・交通安全課	
金子 努	金子努法律事務所	会 長
川田 勝	高知県タウンポリス連絡協議会	
谷本 恭子	児童家庭支援センター 高知ふれんど	
中川 雅人	高知県商工会連合会	
仲村 貴介	高知県小中学校P T A連合会	副会長
福留 司	公益社団法人 高知県防犯協会	
藤原 晴	c y k u t (サイカット)情報ボランティア団体	
山下 福恵	高知県連合婦人会	
山田 洋士	高知県小中学校長会	
山中 千枝子	潮江東地区連合防災会	

高知県犯罪のない安全安心まちづくり庁内推進会議 委員名簿

知事部局	南海トラフ地震対策課長、地域福祉政策課長、高齢者福祉課長 障害福祉課長、子ども・子育て支援課長、人権・男女共同参画課長 私学・大学支援課長、中山間地域対策課、観光政策課長 道路課長、都市計画課長、公園下水道課長、住宅課長 建築指導課長、県民生活課長
教育委員会	学校安全対策課長、幼保支援課長、生涯学習課長 人権教育・児童生徒課長
警察本部	生活安全企画課長、少年女性安全対策課長、生活環境課長

検討会及び庁内推進会議の開催状況

高知県安全安心まちづくり検討会

会議名	日 時	会 場	テ ー マ
第1回	令和3年9月2日 14:00 ~ 16:00	人権啓発センター	第4次計画の策定スケジュール 第3次計画の総括 第4次計画の骨子案の検討
第2回	令和3年12月13日 書面開催・決議	—	第4次計画の素案の検討
第3回			

高知県犯罪のない安全安心まちづくり庁内推進会議

会議名	日 時	会 場	テ ー マ
第1回	令和3年7月28日 10:00 ~ 12:00	人権啓発センター	第3次計画の進捗状況等 第4次計画の骨子案の検討
第2回	令和3年12月1日 書面開催・決議	—	第4次計画の素案の検討
第3回	令和4年2月1日 書面開催・決議	—	第4次計画(案)の検討

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画

発 行 高知県文化生活スポーツ部 県民生活課

事務局 高知県文化生活スポーツ部 県民生活課
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
電話 088-823-9319（直通）

高知県教育委員会事務局 学校安全対策課
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号
電話 088-821-4533（直通）

高知県警察本部生活安全部 生活安全企画課
〒780-8544 高知市丸ノ内2丁目4番30号
電話 088-826-0110（代表）